

○財務省告示第三百二十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年十月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月九日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第二百五十八回）
- 二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場に特別参加者ごとの応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとの応募限度額を定める発行（以下「国債市場特別参加者」）による発行（以下「国債市場特
- 三 振替法の適用
- 四 発行方法

五

募方

別参加者・第Ⅱ非価格競争入札
発行」という。
各申込みのうち応募価格の高い

イ

入札競争

もかかる。その応募額を順次割り

ロ

国債市場

各国債市場特別参加者ごとの応募

六

別参加者

申込みの応募額を割り当てる。各申

イ

入札競争

額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。

ロ

国債市場

各国債市場特別参加者ごとの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。

ハ

入札競争

額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。

ロ

国債市場

各国債市場特別参加者ごとの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。

イ

入札競争

額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。

ハ

国債市場

各国債市場特別参加者ごとの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。

入札競争

額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。各申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で千百五十九億円

額面金額で千八十八億円

額面金額で九千九百六億円

十三

の経利入価・
払過札格第
込利率行争非

年〇・五パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5 \times 37}{100 \times 365}$$

十四

初
期
利
子

平成二十九年三月二十日を支
払期とし、次の算式により算出
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5 \times 1}{100 \times 2}$$

十五

後第
の二
利期
子以

毎年三月二十日及び九月二十
日を、その期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六
十七
十八

償還
償還
元利
払場
入札
者参
加

平成四十八年九月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十九

入札
者参
加

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込
期日

平成二十八年十月二十七日